



Title	日本中世後期における京郊荘園村落の研究
Author(s)	高木, 純一
Citation	大阪大学, 2018, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/69687
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 （ 高 木 純 一 ）	
論文題名	日本中世後期における京郊荘園村落の研究
論文内容の要旨 1980年代における勝俣鎮夫・藤木久志の研究（移行期村落論）を受け、中世後期村落論は長足の進歩を遂げた。中世・近世の村を断絶するものと捉える従来の理解は克服され、中世後期に現れる自治の村落＝「惣村」が、基本的には近世まで連続していく存在であることが明らかとなった。さらに、そうした「惣村」の広汎な成立は、戦国大名や統一政権といった近世への移行を画する権力や、ひいては近世社会それ自体のかたちを規定した社会変動と評価されている。「惣村」の成立は、日本史上の一大画期として捉えられているのである。 しかし、現在の通説では、方法論的・理論構成的な理由により、あまりに静態的・抽象的・均質的な村落像が描かれている点に問題を抱えている。現段階においては、時代や地域に応じた段階的・動態的な村の展開史を構築していくことが求められているのである。 そこで本論文では、「惣村」研究のメッカである畿内地域に焦点を合わせ、当該地域固有のあり方、とりわけ室町期荘園制下における荘園村落のあり様を多面的に検討した。具体的には、史料に恵まれる東寺領山城国上久世荘を事例として取り上げた。各章の概要は以下の通りである。 <u>第一章 山城国上久世荘における年貢収納・算用と「沙汰人」</u>：いわゆる「惣村」の成立をめぐるのは、村ぐるみの年貢請負である「村請」の締結が、その画期として重視されていた。領主との関係において年貢納入の責任を負う主体となることを通じて、村は社会的・政治的な法人格を認められ、「荘園」に替わる支配体制や社会の基礎単位となり、近世社会のかたちを規定したというのである。しかし最近では、本来は近世史の用語であった「村請」を中世にまで適用し、あたかも同質であるかのように把握することに対して批判が加えられている。そこで第一章では、村やその代表者に対する領主的承認・公的承認に注意しつつ、当荘における年貢収納・算用のあり様を段階的に検討した。 その結果、①当荘では荘官公文（公文代）が年貢納入・算用を行なっていたが、その交代・一時的不在や「荘家の一揆」といった諸契機を通じて、応永年間末年には村の年寄（老者）たちが「沙汰人」というある種の下級荘官として東寺の支配体制上に位置づけられ、年貢納入・算用に部分的に携わるようになること、②それは年寄という村側の論理によって選出された人員をそのまま支配に利用するシステムであり、その意味において、この「沙汰人」の成立は、中世の荘園領主が村やその代表者による年貢算用・納入に対し限定的ながらも公的承認を与えたものと評価可能であり、近世「村請」の重要な前提として把握できること、③当荘では戦国期（一六世紀初頭）に入ると公文（公文代）が没落し、その結果として村による年貢収納・算用体制が正式に成立するが、それは近世「村請」とただちに同質のものと見なせるわけではなく、「沙汰人」＝年寄と「寺家被官人」＝村の若衆とが横並びで村の代表者となっている点などにおいて、なおも過渡的な要素を残していることを述べた。 以上により、室町期荘園制下において、村による年貢納入・算用に対して諸契機を通じて限定的ながらも公的承認が与えられ、支配体制に位置づけられていく動向を明らかにした。そして、そうした個別領主一荘園村落間における公的承認の社会的な堆積が、近世に全国的な体制として採用される「村請」制の重要な歴史的前提になったと考えられることを指摘した。 <u>第二章 山城国上久世荘における「荘家の一揆」と損免・井料</u>：中世民衆の基本的な闘争形態である「荘家の一揆」についての研究は現在低調であるが、近年では、同じ「荘家の一揆」であっても、その要求目的に応じて運動の色彩には違いがあること、とくに再生産に不可欠な井料（灌漑施設の管理・修理費）を要求する一揆には固有の位置づけが必要であることが提起されている。また、室町期荘園制論のなかでも一定の再定置が試みられており、改めてその実態追究が必要とされている。そこで第二章では、当荘における「荘家の一揆」を取り上げ、その運動形態と要求内容との連関について、とくに損免を要求する一揆（損免交渉）と井料下行を要求する一揆（井料交渉）との差異に的を絞り、長期的な検討を行った。 その結果、①両者はいずれも惣荘的運動を基本的性格としていたが、前者において最後まで強硬なのは「小百姓」であったのに対し、後者においては「侍分」のものたちがより積極的な運動の担い手であったこと、②その理由は、	

《どれほど出さずに済むか》という運動である損免交渉と、《すでに出ているものをどれほど回収できるか》という運動である井料交渉との構造の違いに求められ、とくに後者においては、「侍分」のものたちが井料立替の主な負担者であった点に起因すること、③「荘家の一揆」は当該期における村の再生産維持に不可欠なものとして組み込まれており、さらにはその一環たる井料負担体系自体が、「荘家の一揆」を通じて生じた村と領主との交渉の場において構築・改変されていたことを明らかにした。

以上によって、「荘家の一揆」が組み込まれている点に、室町期荘園制下における村の再生産構造の特質があると評価し、戦国期への展開は、そのような構造の崩壊として捉えられることを指摘した。

第三章 山城国上久世荘における山林資源利用 —「鎮守の森」と「篠村山」：中世「惣村」の空間構成については、環境やそれに対する村民の働きかけのあり方、空間利用のあり方に即して、①集落・②田畠・③近隣山・④奥山という同心円モデルが示されていた。しかし、このうち居住空間であったはずの①集落内部には、山林資源供給地（＝③近隣山）として機能していたと見られる「村の鎮守」の境内林＝「鎮守の森」が存在しており、従来の空間構成モデルでは十分に位置づけられていない。そこで第三章では、当荘鎮守蔵王堂・綾戸宮の「鎮守の森」における資源利用や景観保全の実態解明を行なった。また、併せて「鎮守の森」にとどまらない山林資源確保のあり方も検討した。

その結果、①蔵王堂・綾戸宮の「鎮守の森」では、村民たちによって木竹材をはじめとする山林資源が獲得されており、村の再生産に必要な資源の供給源や、村落財政の財源として重要な役割を果たしていたこと、②「鎮守の森」は、社殿の圍繞による宗教的聖性の演出、社殿修理に必要な材木や費用の捻出の二つを基本的目的としており、樹林としての景観を保つこと自体も重要な目的であったため、村・領主双方の手によって樹林を維持しつつ資源を採取する持続可能な利用が図られていたこと、③当荘の百姓たちは丹波国篠村荘という遠隔山間部の荘園村落と山野用益の契約を結んでおり、日常的に国境を越え、一〇km以上もの距離を往反していたこと、④それは「十二郷」という近隣村落連合として結ばれたものであり、東寺と醍醐寺三寶院（篠村荘領主）という荘園領主間のコネクションを通じて実現したものであったことを明らかにした。

以上を通じて、中世村落の空間構成のなかに山林資源供給地としての「鎮守の森」を位置づけるとともに、これまでほとんど知られていなかった村落領域外からの山林資源獲得の例、具体的には平野部の村落連合と遠隔山間部の村落との山野用益契約を示し、今後こうしたものも含めて村落の空間構成を考えていくべきことを提起した。なお、「鎮守の森」については近世・近代史や歴史地理学において注目されており、とくに近代における大きな景観・植生の変容と人々の観念の転換が明らかにされている。本論文の成果は、そうした「鎮守の森」の歴史的実態を研究史上はじめて中世まで遡って追究したものとしても重要である。

第四章 山城国上久世荘における被官化状況と細川氏権力：いわゆる「戦国大名」をめぐっては、従来は領主制の発展度合いや農村・都市に対する富の収奪の程度によってその性格が議論されてきたが、移行期村落論の提起を受け、それ以前の「荘園」に替わって「惣村」を基盤として成立した新しい権力であるという点に、その画期性が置かれることとなった。しかし、こうした歴史像は、後北条氏を代表される関東地域の戦国大名と、畿内地域の村とを半ば無媒介に接続させることによって立ち上げられたものである点に問題を抱えていた。そこで第四章では、当荘の村踏上層である「侍分」と有力幕閣である細川氏権力との関係を取り上げることで、従来等閑視されてきた畿内地域の武家権力と村落との関係の追究を試みた。

その結果、①戦乱状況へと移行していく一六世紀初頭になると、当荘の「侍分」たちは相次いで武家勢力、とりわけ細川氏家臣たちと被官関係を結んでいくが、それは細川氏家臣との個別的な被官関係であるだけでなく、いわゆる与力制（寄親—寄子制）というかたちで細川氏権力のもとに一律に編成されていたこと、②一方、武家被官化の展開に触発され、東寺も「寺家被官人」として「侍分」を編成していくが、その対象となったのは「侍分」のなかでもとくに村の若衆たちであったこと、③若衆は村が自衛のために保有していた武力の主力であり、戦乱状況のなかで村内における比重を高めた彼らは、政治的地位の向上を目指して東寺と被官関係を締結したことを指摘した。

以上により、畿内地域の武家権力も、惣村の発達という当該期の社会動向を受け、それらの編成を志向していた事実を示し、今後こうした検討をさらに推し進め、関東の「戦国大名」などと比較していく必要性があることを説いた。

なお、これと関わって補論「和泉国日根荘における両守護細川氏の質取」では、著名な九条家領和泉国日根荘を取り上げ、同国両守護細川氏による質取について検討を行なった。九条政基が当荘に下向・在荘した一六世紀初頭は、守護の敗死によって一度崩壊した守護支配の再建期にあっており、「守護の質取」は、そうしたなかで行なわれた荘郷編成策であったことを明らかにした。緊迫した状況下におけるきわめて強硬な手段であるものの、ここにも畿内地域における武家権力と村との関係を見出すことができるのである。補論で取り上げたのは細川氏庶流の和泉国両守護家であり、ちょうど上久世荘において「侍分」の武家被官化と細川氏京兆家（惣領家）による与力編成が開始される頃である。その意味で、第四章と対になるものとして位置づけることができる。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (高 木 純 一)			
	(職) 氏 名		
論文審査担当者	主 査	大阪大学 教授	川合 康
	副 査	大阪大学 教授	村田 路人
	副 査	大阪大学准教授	野村 玄
論文審査の結果の要旨			
以下、本文別紙			

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： 日本中世後期における京郊荘園村落の研究

学位申請者 高木 純一

論文審査担当者

主査	大阪大学教授	川合 康
副査	大阪大学教授	村田 路人
副査	大阪大学准教授	野村 玄

【論文内容の要旨】

本論文は、これまでの「惣村」研究が主な対象としてきた山城国上久世荘を取り上げ、南北朝期以降の京郊荘園村落について、どのように再生産が維持され、また室町・戦国期にいかなる構造的変化を遂げていくのかを、室町期荘園制との関連のもとに具体的に追究しようとしたものである。全4章と補論、序章・終章からなり、枚数は約440枚（400字詰め換算）である。

序章「中世後期村落論の研究史と本論文の課題」では、戦前からの中世後期村落史研究の研究史を整理したうえで、本論文の課題を、地域・時代に応じた段階的・動態的な村落の展開の解明にあるとする。そのうえで、時代ごとに検討対象とする地域・村を変えるのではなく、一つの村に視点を据えて時代の変遷をとらえる作業が必要であると指摘し、『東寺百合文書』に膨大な関係史料を残している東寺領上久世荘を検討対象に設定する。

第一章「山城国上久世荘における年貢収納・算用と「沙汰人」」は、年貢収納・算用の在り方に注目して、その主体の変化を段階的に明らかにした。①当荘の年貢納入・算用は荘官公文（公文代）が行っていたが、公文の交替や一時的不在、「荘家の一揆」などの諸契機により、15世紀前半の応永年間には、村の年寄たちが「沙汰人」として年貢納入・算用に部分的に携わるようになること、②それは年寄という村側の論理によって選出された人員をそのまま在地支配に利用するシステムであり、中世の荘園領主が村による年貢算用・納入を限定的ながら公認したものと評価できること、③16世紀初頭の戦国期に入ると、公文（公文代）が没落し、村による年貢収納・算用体制が正式に成立するが、それは近世の「村請」とただちに同質とはいえないことを論じた。

第二章「山城国上久世荘における「荘家の一揆」と損免・井料」は、「荘家の一揆」が掲げる損免要求と井料下行要求に注目し、要求内容による運動形態の違いについて考察した。①双方とも惣村的運動を基本的性格とするが、損免交渉の中心的主体は小百姓であったのに対して、井料交渉では「侍分」であったこと、②その理由は、「どれほど納めずに済むか」という損免交渉と、「すでに納めているものをどれほど回収できるか」という井料交渉の相違に求められ、「侍分」が井料立替の主な負担者であったことに起因すること、③「荘家の一揆」は村の再生産維持に不可欠な交渉の場として、室町期荘園制に組み込まれていたことを指摘した。

第三章「山城国上久世荘における山林資源利用」は、蔵王堂・綾戸宮の「鎮守の森」における資源利用や景観保全、村落領域外の山林資源確保の在り方について検討した。①蔵王堂・綾戸宮の「鎮守の森」の木竹は、村の

再生産に必要な資源として使用され、また村落財政の財源としても機能したこと、②鎮守を圍繞する森の景観や樹林を維持するために、伐採を定期的に禁止する管理システムが存在したこと、③平野部に所在する当荘百姓は丹波国篠村荘と山野用益の契約を結び、10 キロ以上離れた山間部に日常的に出向いていたことを明らかにした。

第四章「山城国上久世荘における被官化状況と細川氏権力」は、村落上層の「侍分」が室町幕府の有力幕閣である細川氏権力や東寺と結んだ被官関係の展開を明らかにした。①16 世紀初頭になると、「侍分」たちは相次いで細川氏家臣と被官関係を結ぶが、それは与力制（寄親一寄子制）の形態をとって細川氏の直臣に編成されていくこと、②一方、東寺も「寺家被官人」として「侍分」を編成していくが、その対象は「侍分」のなかでも、特に村落が自衛のために保有していた武力の主力である村の若衆たちであったことを指摘した。

補論「和泉国日根荘における両守護細川氏の質取」は、和泉両守護細川氏による日根荘民の質取について考察し、従来いわれてきたような郷質・国質ではなく、守護支配の再建のために強引に地域住民の連帯を分断する荘郷編成策であったことを指摘した。終章「本論文の成果と課題」は、本論文の成果をまとめたうえで、畿内村落と東国など他地域の村落との比較検討や、近世社会成立にいたる移行期村落の分析などを今後の課題とした。

【論文審査の結果の要旨】

本論文の第一の成果は、東寺領山城国上久世荘を素材として、室町期から戦国期にいたる村落の展開を追究し、15 世紀前半に村の年寄が「沙汰人」として年貢納入・算用に関与する状況や、16 世紀には村の「侍分」が次々と細川氏権力や東寺に被官化していく様相を、詳細に明らかにした点である。従来の中世後期村落史研究は、異なる地域の検討結果を接合して村落の展開を論じるという弱点をもっていたが、本論文は、『東寺百合文書』中の膨大な未翻刻史料を地道に解説し、東寺供僧の議事録である「東寺鎮守八幡宮供僧評定引付」などを読み込むことによって、上久世荘という一つの荘園村落から室町・戦国期の展開を一貫して追究することに成功しており、従来の研究の弱点を克服する業績として重要である。

第二の成果は、「荘家の一揆」概念の淵源であった上久世荘において、「荘家の一揆」の事例を網羅的に収集し、そのなかで特に比重が大きい損免要求と井料下行要求を取り上げ、小百姓や「侍分」の関わり方などにおいて、両者の間で交渉形態が大きく異なることを明確に示した点である。激しい一揆に注目し、事件史的な観点から論じられることの多かった「荘家の一揆」を、本論文ではむしろ村の再生産維持に不可欠な荘園領主・村落間の交渉の場と位置づけており、これまでの「荘家の一揆」像に修正を迫る見解として注目される。

第三の成果は、京郊の平野部に所在した上久世荘民による山林資源の利用を検討し、「鎮守の森」の活用や管理の在り方、遠方の山間部荘園の山林資源の利用契約などを、はじめて具体的に解明した点である。特に、丹波国篠村山の山林用益について、篠村荘領主である醍醐寺三宝院に請料を支払って、上久世荘をはじめとする「十二郷」の用益が認められていたという事実の発見は、これまで知られていた桂川用水だけでなく、遠隔地の山林用益においても上久世荘を含む西岡地域の村落連合が形成されていたことを示しており、貴重な指摘である。

但し、本論文にも問題がないわけではない。本論文は戦国期までを分析対象にしているが、ここで論じられた村落がどのように近世の村町制に移行するのかについては展望を示していないことや、「荘家の一揆」の歴史的性格を明らかにしたにもかかわらず、「荘家の一揆」という概念それ自体の有効性については検討していないこと、井料下行交渉の重要性を指摘しながら、農業生産における用水の問題を取り上げておらず、当荘における具体的な再生産構造が明確になっていないことなどである。とはいえ、これらの課題は、本論文の成果を踏まえて今後検討を重ねることで克服されるものと思われる。

以上の理由から、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。